

高知市市民活動サポートセンター会議室利用規定

高知市市民活動サポートセンターは、ボランティア活動や公益性のある非営利の市民活動をサポートする目的で設置されました。

この設置目的にあった活動を行う団体をご利用できます。会議室をご利用の際は、利用規定を十分にご確認のうえ、ご利用ください。

*開館時間 月曜日～金曜日 10:00～21:00
土曜日 10:00～18:00

*閉館日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

*会議室 2室

会議室1 (大会議室)

定員：30名程度 利用料：1時間410円

会議室2 (小会議室)

定員：18名程度 利用料：1時間250円

※ 料金には消費税及び地方消費税が含まれます。

*ご利用いただける団体及び利用条件について

	公益性のある 非営利活動団体 (市民活動)	公益性のない 非営利活動団体 (趣味・サークル等)	非営利活動目的で利用する 営利団体(企業等)
予約受付	3ヶ月前から	1ヶ月前から	1ヶ月前から
利用可能日	いつでも利用可	平日(10:00～18:00)のみ	平日(10:00～18:00)のみ
予約回数	平日(10:00～18:00)無制限 平日夜と土曜日は3回まで	平日(10:00～18:00)無制限	平日(10:00～18:00)無制限
利用料金	減免措置で無料	有料(※1、※2)	有料(※1、※2)

※1 ご利用時間までに料金をお支払いください。

※2 会議室利用目的の事業が高知市及び高知市教育委員会との共催または、後援事業の場合、半額減免対象となります。会議室利用時に記入いただく「利用許可申請書」を提出する際に「共催・後援決定通知書」を提示いただくことで、利用料金が半額減免になります。料金を支払う際には毎回ご提示をお願いします。

① 利用団体登録について（初回時のみ）

会議室を利用するには団体登録が必要です。「会議室利用団体申請書」を事務局までご提出ください。

② 会議室利用時の申請について（利用時毎）

- ・ ご利用時間までに「利用許可申請書」の提出をお願いします
- ・ 有料でのご利用の場合は、「利用許可申請書」と共に料金をお支払いください。
- ・ 予約の変更、キャンセルについては電話でお受けしておりますので必ずご連絡をお願いします。

③ 使用制限、禁止事項

以下のような場合は、ご利用をお断りします。あらかじめご了承ください。

- ・ 営利を目的とする利用と認められるとき。
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的と認められるとき。
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする利用と認められるとき。
- ・ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする利用と認められるとき。
- ・ 前各項に掲げる物のほか、サポートセンター設置の目的に反する利用と認められるとき。
- ・ 活動地域が適正でないと認められるとき。
- ・ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・ 施設又は施設器具等を破損するおそれがあると認められるとき。
- ・ 演奏、合唱、シュプレヒコール等で大きな音の出る練習、催しのとき。
- ・ 前各項に掲げるもののほか、サポートセンターが不適当と認めるとき。

④ 当日のご利用にあたって

- ・ **会議室の利用時間は厳守して下さい。**会場の準備と後片付けも利用時間内に各自でお願いします。特にテーブル、イスの配置を変えられた際は利用前の状態に戻してください。
- ・ 許可を受けないで、飲食をしないでください。
- ・ 湯呑みや急須はサポートセンター内の食器棚のものをお使い下さい。使用後は洗って元の食器棚に片付けをお願いします。
- ・ たかじょう庁舎には駐車場がありません（障害のある方で自動車を利用される方は1～2台分の専用スペースがあります。）。県庁前地下駐車場（1時間無料）、及び高知市役所本庁舎地下駐車場（3時間まで無料※開庁日8：15～17：15分。出庫は18：30まで）をご利用の方は駐車スタンプを押しますのでスタッフにお申し出ください。